

議第118号

滋賀県地域未来基金条例案

上記の議案を提出する。

令和8年9月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県地域未来基金条例**(設置)**

第1条 将来にわたって豊かな暮らしを持続的に享受することができる地域社会の実現に向け、地域資源を活用した多様な産業の振興および雇用の機会の創出に資する事業の推進を図るため、滋賀県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。